住吉区社会福祉協議会 照明器具LED更新工事にかかる委託業者の募集について

住吉区社会福祉協議会 照明器具LED更新工事にかかる入札を行いますので、次の要綱によりご参加ください。

記

1 案件名称

住吉区社会福祉協議会 住吉区老人福祉センター照明器具LED更新工事

2 業務内容

別紙仕様書のとおり

3 応募資格

次の掲げる事項すべてに該当し、当会がその資格を認めた物は入札に参加することができる。

- (1) 大阪市入札参加有資格者名簿に登録されていること。また、見積合せを行う当日に停止措置の対象でないこと。ただし、資格名簿に登録されていないが、従前より本会と取引のある者は入札参加資格を有するものとする。
- (2) 大阪市の指定停止期間中または入札参加資格停止期間中でないこと。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札除外措置を受けていないこと。別添「特記仕様書」に準ずる。
- (4) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は管理技術者を当該工事期間中に配置できること。 1級もしくは2級電気工事施工管理技士。
- (5) 本件と同等の工事実績(履行を完了したもの)を有することを証する書面、もしくは工事 実績情報(CORINZ等)の写しを提出できること。
- (6) その他入札参加に不適当と認められる者でないこと。

4 応募手続き

(1) 申込方法

別紙「入札参加申請書」(様式1)、を住吉区社会福祉協議会まで提出してください。 (FAX 可、ただし必ず受信確認をしてください)

(2) 申請書交付場所

住吉区社会福祉協議会地域支援窓口及びホームページ上

(3) 入札参加申請書受付期間

令和5年9月8日(金)から令和5年9月15日(金)まで (午前9時から午後5時まで)

(4) その他

資格通知は、令和5年9月22日付けで郵送する。

5 提出書類

入札書、見積書

6 入札書提出期限

令和5年10月5日 (木)午前11時まで令和5年10月11日 (水)午前11時まで郵送可。ただし期限までの必着とする。

7 入札日・場所

- (1) 日 時 令和5年10月5日(木)午前11時
- (2) 場 所 住吉区社会福祉協議会内 会議室
- (3) その他 必ずしも入札に立会う必要はありません。 入札結果は後日お知らせします。

8 問い合わせ先

大阪市住吉区社会福祉協議会 法人運営事業担当 中村 TEL 0 6 - 6 6 0 7 - 8 1 8 1 FAX 0 6 - 6 6 9 2 - 8 8 1 3

本件に関する質問事項は9月20日までにメール($\underline{jim@sumiyoshiwel.or.jp}$)にて受け付ける。またその回答は $\underline{9月27日}$ までに本会ホームページ上に掲載する。

10月3日(火)

特記仕様書

- 1. 暴力団等の排除について
 - (1) 乙が、この契約の履行期間中に大阪市暴力団等排除措置要綱(以下「要綱」という。) に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除することがある。
 - (2) 乙は、入札等除外措置を受けている者又は要綱別表各号の措置要件に該当する者(以下「入札等除外措置を受けている者等」という。)に、この契約の全部又は一部について下請負(二次以降の下請負を含む。以下同じ。)をさせ、若しくは受託(二次以降の受託を含む。以下同じ。)させてはならない。また、入札等除外措置を受けている者等を保証人としてはならない。

また乙は、この契約の下請負若しくは受託をさせた者(以下「下請負人等」という。) 又は保証人が、契約履行期間中に入札等除外措置を受けた場合又は要綱別表各号の措置 要件に該当すると認められた場合は、速やかに下請負人等との契約を解除し、又は保証 人の変更をしなければならない。

(3) 乙は、この契約の履行にあたり暴力団員等から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求(以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長(以下「監督職員等」という。)へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また乙は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。これらを怠った場合には、指名停止措置を行うことがある。

- (4) 乙は(3)に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (5) 甲及び乙は、暴力団員等からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。